

ご遺族のための

# 手続き ガイドブック

## 橋本市

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔み申し上げます。  
ご遺族様におかれましては、葬儀等に関する不安もあるなか、  
年金・保険に関する手続きや名義変更など、  
さまざまなお手続きが必要となります。  
この冊子は、死亡に伴う手続きのすべてを網羅しているわけでは  
ございませんが、ぜひご活用ください。

2026



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2026年3月発行 発行:橋本市  
編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

この冊子は、橋本市と株式会社ジチタイアドが官民協働発行に関する協定を締結し、作成しており、印刷から発行までの経費はすべて広告料で賄われています。なお、広告の募集については、株式会社ジチタイアドが行っており、橋本市は広告募集に関する斡旋等は一切行っていません。

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています

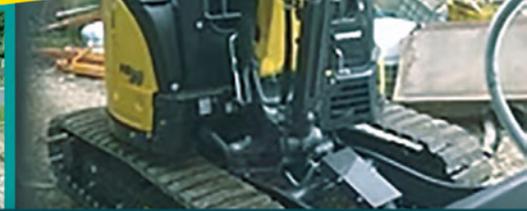
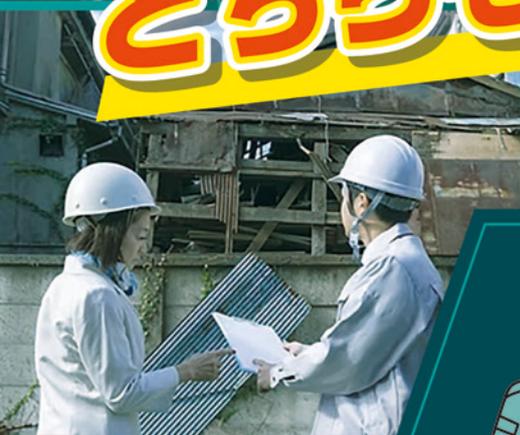
こんなお悩みありませんか？

- ✓ 空き家を処分したい
- ✓ ご近所に迷惑をかけたくない
- ✓ 遠方に住んでいて管理ができない
- ✓ 維持のために何をしたらいい？



# 解体・空き家対策

## どちらもお任せください！



当社は解体だけでなく、  
**空き家対策**にも力を入れております。  
 特定空き家に指定される前に、  
 まずはご相談ください。

### 解体



近隣への配慮や廃棄物リサイクルにも力を入れて  
 います。また、解体工事終了後にはマニフェ  
 スト提出を行い適正処理をしっかりと証明する、  
 安心の解体業者です。

### 空き家対策



当社は空き家対策として、**空き家の整理・**  
**片づけ、草刈り、土木工事**などのご相談  
 に柔軟に対応します。  
 空き家のお困りごとをお聞かせください。

ひとつでも気になることがあれば  
 お気軽にご連絡ください！



### 総合解体業木村興業

営業時間 | 8:00~17:00 代表者:木村光宏

携帯番号 : 090-1963-1812

〒649-7113 伊都郡かつらぎ町大字妙寺186

HPIはコチラ



解体見積  
**無料**

TEL/FAX  
**0736-22-4950**

## 目次

### 死亡届に伴う手続きについて

- 市役所の手続き……………2
- 保健福祉センターでの手続き……………5
- 上下水道庁舎での手続き……………6
- 市役所以外の手続き……………7

### フロアマップ

- 市役所 庁舎案内図……………8
- 保健福祉センター・庁舎周辺図……………9

委任状……………10

法定相続情報証明制度……………12

家系図……………13

故人の財産について……………14

相続する財産に不動産がある場合は  
「相続登記」が必要です……………15

もしもの備えをしましょう……………16

空き家の活用……………17

ご連絡先

☎0736-33-1111(代表)

受付時間:平日午前8時30分～午後5時15分

市役所……………〒648-8585 和歌山県橋本市東家1-1-1

保健福祉センター……………〒648-8585 和歌山県橋本市東家1-3-1

上下水道庁舎……………〒648-0072 和歌山県橋本市東家1-1-19

# 死亡届に伴う手続きについて

お亡くなりになられた方が下記の事項に該当する場合は、「各項目の必要なもの」をご確認のうえ、手続きをお願いします。  
下記以外にも各人によって他の手続きが必要となる場合があります。詳しくは、各手続き窓口までお問い合わせください。

## 市役所の手続き ※一部市役所以外の手続きも含まれます。

主な手続きの種類	説明	必要なもの	手続き窓口		
共通	<input type="checkbox"/> 世帯主変更届	死亡された方が世帯主であった場合で残りの世帯員が2人以上の場合、届出が必要です。	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)	市民課① 住民係 (直通 33-1131)  戸籍係 (直通 33-1132)	
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	死亡された方の印鑑登録は廃止となります。 手続きおよびカードの返納は必要ありません。			
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード (個人番号カード)	手続きおよびカードの返納は必要ありません。			
国民健康保険	<input type="checkbox"/> 資格確認書等	国民健康保険の資格喪失の手続きを行ってください。 世帯主が亡くなった場合で、世帯員に国保の被保険者がいる場合は、世帯主変更の手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の資格確認書等 (世帯主の方が亡くなった時は加入者全員分) <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証・特定疾病療養受療証をお持ちの場合はご返却ください。	保険年金課② 国民健康保険係 (直通 33-1271)	
	<input type="checkbox"/> 葬祭費	国民健康保険の被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。	<input type="checkbox"/> 喪主の方の口座 <input type="checkbox"/> 喪主の方がわかるもの(会葬礼状等)		
	後期高齢者医療	<input type="checkbox"/> 資格確認書等	後期高齢者医療保険の資格喪失の手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書等 <input type="checkbox"/> 代表相続人の口座 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証等お持ちの場合はご返却ください。	保険年金課② 高齢医療係 (直通 33-1273)
		<input type="checkbox"/> 葬祭費	後期高齢者医療保険の被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。	<input type="checkbox"/> 喪主の方の口座 <input type="checkbox"/> 喪主の方がわかるもの(会葬礼状等)	
<input type="checkbox"/> 社会保険・共済組合等	勤務先にお問い合わせください。				

主な手続きの種類		説明	必要なもの	手続き窓口
年金	<input type="checkbox"/> 国民年金加入者	20～60歳の国民年金保険料をにかけている方が亡くなった場合、年金の資格喪失の手続きを行ってください。(加入・納付状況により、死亡一時金、遺族基礎年金等を請求)	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金手帳または年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者の通知カードまたはマイナンバーカード、本人確認書類 <input type="checkbox"/> 請求者の口座 ※請求関係については、添付書類や請求者の範囲等について担当窓口にお問い合わせください。	保険年金課② 国民年金係 (直通 33-1272)
	<input type="checkbox"/> 国民年金受給者・厚生年金・共済年金の方	年金の加入状況等により手続き先が異なりますので、お近くの年金事務所、各種共済組合または担当課までお問い合わせください。		日本年金機構 和歌山東年金事務所 (代表 073-474-1841)  保険年金課② 国民年金係 (直通 33-1272)
	<input type="checkbox"/> 農業者年金受給者の方	年金の死亡届の手続きを行ってください。(未支給年金の請求等)	<input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 印鑑 ※請求関係については、添付書類や請求者の範囲等について担当窓口にお問い合わせください。	農林振興課①⑦ 農業委員会係 (直通 33-1503)
土地・家屋	<input type="checkbox"/> 相続登記の申請	管轄の法務局にて手続きを行ってください。 ※必要書類については、管轄の法務局にお問い合わせください。		和歌山地方 法務局 橋本支局 0736-32-0206
	<input type="checkbox"/> 農地の相続	農業委員会への届出が必要です。		農林振興課①⑦ 農業委員会係 (直通 33-1503)
	<input type="checkbox"/> 森林の相続	届出の手続きをお願いします。	<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 <input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す図面 <input type="checkbox"/> 土地の権利を取得したことがわかる書類の写し	農林振興係 (直通 33-6113)
市営住宅・地域優良賃貸住宅	<input type="checkbox"/> 名義人の方が亡くなった場合	名義承認の手続き、または退去の手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/> 名義人の方により必要書類が異なります。 <input type="checkbox"/> 印鑑	建築住宅課⑧ 住宅係 (直通 33-1115)
	<input type="checkbox"/> 同居者の方が亡くなった場合	同居者変更届の手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票の除票等 <input type="checkbox"/> 印鑑	

主な手続きの種類	説明	必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 土地、家屋等の 固定資産を お持ちの方	相続人代表者指定および 現所有者申告の手続きを 行ってください。	<input type="checkbox"/> 同一世帯以外の相続人の方が お越しいただく場合、 相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）	税務課④ 資産税係 (直通 33-3706)
<input type="checkbox"/> 市民税が 課税される (されていた)方	相続人代表者指定の手続きを行ってください。		
<input type="checkbox"/> 125ccまでの バイク・ 小型特殊 自動車を登録 されている方	廃車、名義変更の 手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/> ナンバープレート（廃車の場合）	税務課④ 市民税係 (直通 33-6212)
その他	<input type="checkbox"/> 市税の納税 義務者の方が 亡くなった場合	市税の納付状況について確認してください。	税務課④ 収納係 (直通 33-6109) (直通 33-1169)
	<input type="checkbox"/> 口座振替	亡くなった方の口座から市税等を口座振替していた場合、 口座の変更等が必要となります。	
	<input type="checkbox"/> 飼い犬の 飼い主の方が 亡くなった場合	登録事項変更（所有者氏名、住所、電話番号）の届出を行ってください。	生活環境課⑤ 生活衛生係 (直通 33-6100)
<input type="checkbox"/> 市営墓園の 利用者の方が 亡くなった場合	墓園承継利用許可申請の 手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/> 橋本市墓園利用許可証 <input type="checkbox"/> 印鑑 ※他に必要な書類は窓口で確認してください。	
<input type="checkbox"/> お住まいの 住宅が空家等 になる場合	空家等の管理者を市に届け出てください。 オンラインでも手続きできます。	 市ホームページ	建築住宅課⑧ 住宅係 (直通 33-1115)

橋本市・河内長野市で相続に特化した税理士事務所

稲次啓介税理士事務所  
INATSUGI KEISUKE Tax accountant Office

# 相続税、

そうぞくぜい

## 自分には「関係ない」と 思っていないませんか？

ご家族が亡くなった際、必ず発生するものが相続です。その中でも専門的で分かりにくい「相続税」にお困りの方が多くいらっしゃいます。税務の専門家として皆様が抱える問題に対して、速やかに解決策をご提案いたします。

「自分に関係ない」と思っているも、  
様々な要素により税務署へ申告や納税が必要な可能性があります。

具体的には、財産から債務・葬儀費用を引いた金額が「基礎控除額」を超えると…税務署への申告が必要!

基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

例 夫婦、子供2人の4人家族で、夫が亡くなった場合  
3,000万円 + 600万円 × 3人 = 4,800万円

## 相続は「オーダーメイド」のものだから

弊所は、相続特化型税理士事務所として、大阪府河内長野の地を中心に様々なお客様へのサポートをさせていただいております。相続のご相談の内容については一件として同じものではありません。私たちはお客様に寄り添った「オーダーメイドサービス」並びに各分野の専門家との連携による「ワンストップサービス」をご提案いたします。私たちは『信頼』を大切にこれからも皆様の頼れるパートナーであるために精進いたします。



代表  
稲次 啓介

まずはお気軽にご相談ください



〒586-0009 大阪府河内長野市木戸西町2-1-23  
千代田セントラルビル3F

営業時間 9:00~16:00 定休日 土曜日、日曜日

祝日でもご相談  
頂ければ対応して  
おります。

TEL

0721-22-5440

FAX 0721-21-6474 E-mail info@inazei.biz

<https://inazei.biz//>

稲次啓介税理士事務所

検索



近畿税理士会富田林支部所属：102797

## 保健福祉センターでの手続き

主な手続きの種類	説明	必要なもの	手続き窓口	
<input type="checkbox"/> 介護保険	保険証を返却してください。 介護認定を申請中の場合は、 介護認定係に お問い合わせください。 取下げ届のご提出が 必要な場合があります。	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 代表相続人の振込口座のわかるもの	介護保険課 介護保険係 (直通 33-1633) 介護認定係 (直通 33-1653)	
こども関連	<input type="checkbox"/> 乳幼児医療費助成 <input type="checkbox"/> 子ども医療費助成	<input type="checkbox"/> 各種受給者証 (死亡された方が受給者の場合) <input type="checkbox"/> 配偶者の通帳および対象児童の保険 資格情報がわかるもの ※詳しくはお問い合わせください。	こども課 子育て係 (直通 33-6102)	
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 医療費助成	死亡された方が受給者または 対象児童であった場合に 届出が必要です。  死亡された方が児童を扶養 していた場合、ひとり親家庭 医療費の手続きが必要なこと があります。 ※年度末時点で18歳以下の 児童を扶養しているひとり 親家庭の父または母とその 子どもの医療費を助成します。 (所得制限があります。)		<input type="checkbox"/> 受給者証  <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 保険資格情報がわかるもの (親または養育者・子) <input type="checkbox"/> 申請者の通帳 <input type="checkbox"/> 対象者および同居家族の通知カードまたは マイナンバーカード、本人確認書類 ※これ以外にも書類が必要となる場合、または省略 できる場合がありますのでお問い合わせください。
	<input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当	死亡された方が 受給者、配偶者または 対象児童であった場合に 届出が必要です。		<input type="checkbox"/> 証書(児童扶養手当のみ) <input type="checkbox"/> 新規認定請求に関する書類 ※詳しくはお問い合わせください。
	<input type="checkbox"/> 保育園・こども園・ 幼稚園園児と 同居の方が 亡くなった場合	変更届等を 提出してください。		<input type="checkbox"/> 支給認定証
	<input type="checkbox"/> 各種障がい などの手帳	各種手帳をお持ちの方は、 返還の手続きを行って ください。		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳
障がい福祉	<input type="checkbox"/> 各種受給者証	各受給者証を 交付された方は、 返還の手続きを 行ってください。	福祉課 障がい福祉係 (直通 33-3708)	
	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当 <input type="checkbox"/> 経過的福祉手当	受給者の方の死亡の 手続きを行ってください。		<input type="checkbox"/> 死亡を証明するもの <input type="checkbox"/> 印鑑 ※他に必要な書類は窓口で確認してください。

主な手続きの種類	説明	必要なもの	手続き窓口
生活保護 <input type="checkbox"/> 生活保護を受けている方が亡くなった場合	亡くなったことを報告してください。	<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し	福祉課 保護係 (直通33-3708)

## 上下水道庁舎での手続き

主な手続きの種類	説明	必要なもの	手続き窓口	
水道・下水道	<input type="checkbox"/> 水道・公共下水道使用者の方が亡くなった場合	使用者変更、または使用終了の手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/> 給水契約申込書 (使用者変更のみ。 申込書は水道サービスセンターにあります。)	水道サービスセンター (直通 33-2860)
	<input type="checkbox"/> 農業集落排水処理施設使用者世帯の方が亡くなった場合	使用者人数変更等の手続きを行ってください。 ※農業集落排水処理施設の使用料は人数割料金を採用していますので、世帯人数により使用料金が変わります。	<input type="checkbox"/> 処理施設使用人数変更届等 (届出書は水道サービスセンターにあります。)	
	<input type="checkbox"/> 井戸水を公共下水道に排出している世帯の方が亡くなった場合	井戸水の使用人数変更の手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/> 排除汚水量認定申請書 (申請書は水道サービスセンターにあります。)	
	<input type="checkbox"/> (持家で浄化槽を設置されている方) 浄化槽管理者の方が亡くなった場合	引き続き浄化槽を使用される場合は浄化槽管理者の変更の届出を行ってください。	<input type="checkbox"/> 浄化槽管理者変更報告書 (報告書は下水道課にあります。)	下水道課 計画係 (直通 33-3160)
浄化槽の使用を休止される場合は浄化槽使用休止の届出を行ってください。		<input type="checkbox"/> 浄化槽使用休止届出書 (届出書は下水道課にあります。) <input type="checkbox"/> 当該浄化槽を清掃したことがわかるもの (清掃の記録など)		

## 市役所以外の手続き

	主な手続きの種類	手続き窓口	電話
国・県等への手続き	<input type="checkbox"/> 運転免許証の返還	橋本警察署 かつらぎ警察署	0736-33-0110 0736-22-0110
	<input type="checkbox"/> 軽自動車の名義変更・廃車等	軽自動車検査協会 (和歌山事務所)	050-3816-1846
	<input type="checkbox"/> 普通自動車・大型バイクの名義変更・廃車等	和歌山運輸支局	050-5540-2065
	<input type="checkbox"/> 県営住宅に入居中の方	和歌山県住宅供給公社 県営住宅グループ	073-425-6885
	<input type="checkbox"/> 県税関係	紀北県税事務所 (那賀総合庁舎内)	0736-61-0067
	<input type="checkbox"/> 雇用保険(失業保険)受給中の方	ハローワーク橋本 (橋本地方合同庁舎内)	0736-33-8609
	<input type="checkbox"/> 所得税・相続税等 ※死亡した年の収入の申告が必要な場合があります。	粉河税務署	0736-73-3301
	<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方	橋本保健所 保健課	0736-42-5440
官公庁以外への手続き	<input type="checkbox"/> クレジットカードの失効手続き等	クレジット会社にお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/> 生命保険の請求等	加入している生命保険会社にお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・電話などの精算・名義変更	領収書等に記載されている会社にお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/> 預金のお手続き等	金融機関にお問い合わせください。	

橋本市役所における

おそうしき後の手続きをわたしたちが

『代理』でお手続き  
 いたします。

パートナーだから安心

すまいる行政書士事務所  
 行政書士  
 堀 宏次



## トータルサポート



相談  
 無料

お困りではありませんか？  
 まずは、お気軽にお問い合わせください。

- 行政手続き
- 仏壇位牌
- お墓
- ギフト



株式会社 公世社 花平 TEL.0120-424-278

和歌山県橋本市市脇 4-8-10





## 記載例

# 委任状

【代理人の住所】

本人に代わって窓口に来られる方の住所と氏名について記入してください。

【代理人の氏名】

上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。

委任される事項について「一切の権限」とはせず、具体的に手続き内容を記入してください。

の件

例) ○○○○死亡に伴う△△△△の手続きについて

の件

※こちらに記入されていない事項や証明書については記載または発行できないことがあります。

の

この委任状を作成した日を記入してください。

令和 年 月 日

(あて先) 橋本市長

【委任者の住所】

この手続きを委任(依頼)した方が、住所、氏名、生年月日、日中の連絡先を記入してください。

【委任者の氏名】

署名または記名押印 (シヤチハタ不可)

生年月日〔明治・大正・昭和・平成 年 月 日生〕

連絡先〔TEL 〕

●委任状は委任者本人が自署してください。

# 委 任 状

【代理人の住所】 \_\_\_\_\_

【代理人の氏名】 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。

_____ の件
_____ の件
_____ の件

令和 年 月 日

(あて先) 橋本市長

【委任者の住所】 \_\_\_\_\_

【委任者の氏名】 \_\_\_\_\_

署名または記名押印 (シチハク不可)

生年月日〔明治・大正・昭和・平成 年 月 日生〕

連絡先〔TEL \_\_\_\_\_ 〕

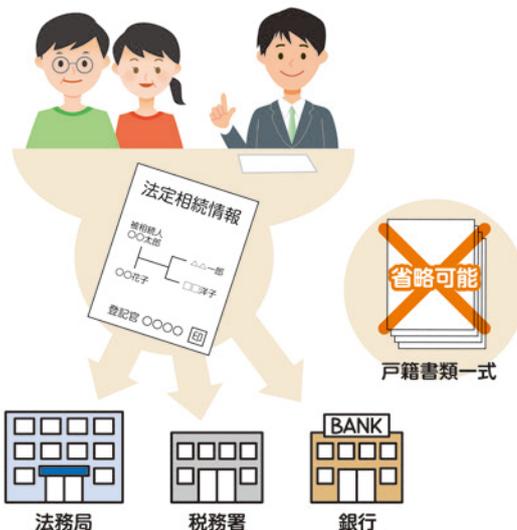
●委任状は委任者本人が自署してください。

※P10の記載例をご参照ください。



# 法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。これまででは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**



次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など

(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

## 手続きの流れ

### ●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- 被相続人の戸籍謄本(被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本)
- 被相続人の住民票除票(もしくは戸籍附票)  相続人の戸籍謄抄本
- 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類  
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]



<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- 委任状
- (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることがわかる戸籍謄本
- (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し

この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

- 弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- 被相続人の戸籍の附票

### ●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人および戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

### ●ステップ3 登記所へ申請 **この制度は無料で利用できます。**

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

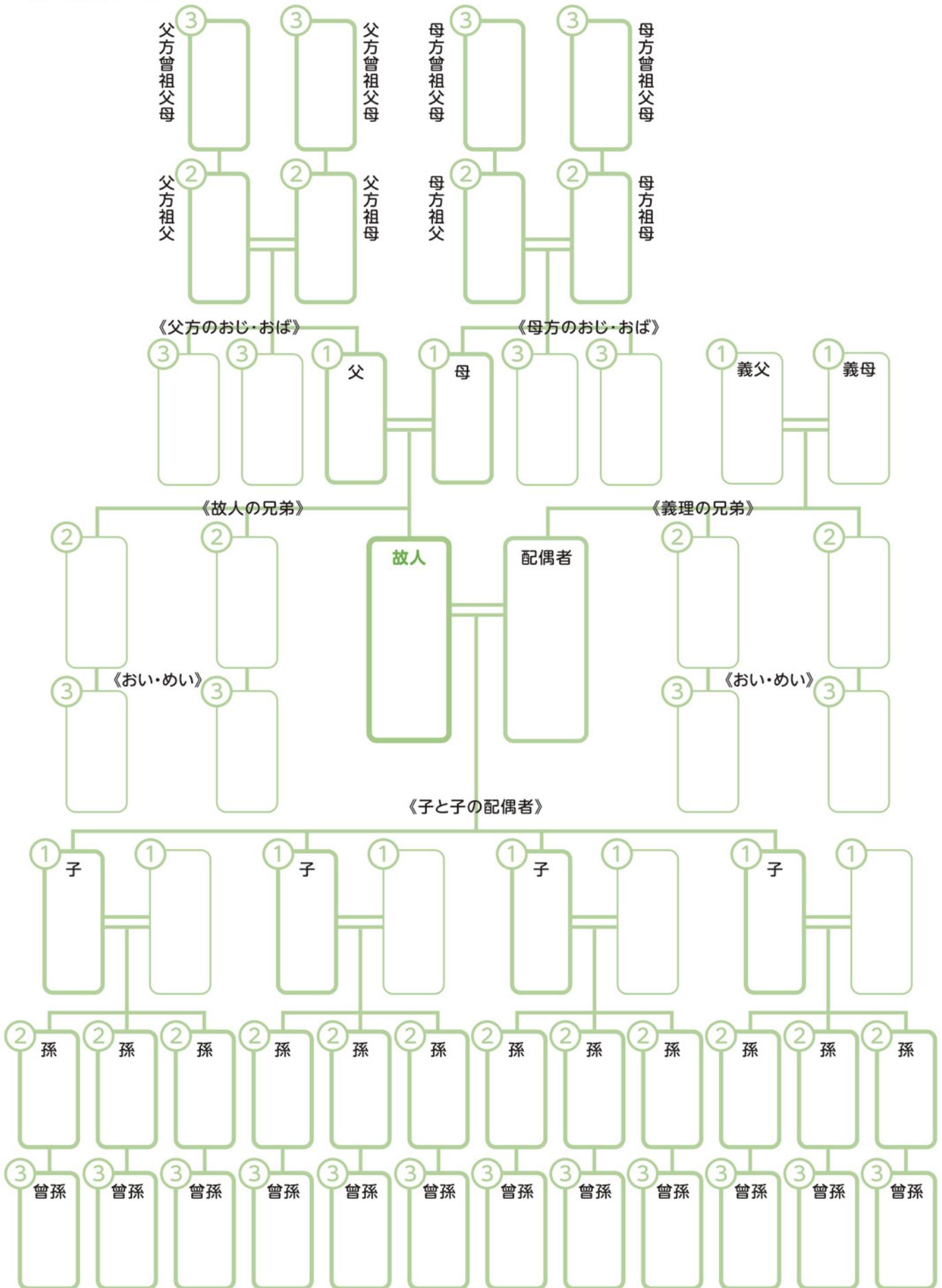
- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000014.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html))をもとに株式会社ジチタイアドが作成

# 家系図

※数字は親等数



# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害／傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考

# 相続する財産に不動産がある場合は「相続登記」が必要です

土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「相続による所有権の移転の登記」を法務局に申請していただくことになります。

## 相続登記の申請の義務化について

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されます。

不動産を取得した相続人は、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。(関係者が多くて必要な書類を集めることが難しい場合などは、罰則の対象になりません。)

## 相続登記に必要な書類について

		必要書類	取得先
被相続人 (亡くなられた方)の		出生から亡くなるまでのすべての戸籍謄本 ※「法定相続情報証明」を提出すれば、戸籍謄本は不要	被相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の除票 ※請求理由を明らかにできる資料が必要	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本	各相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で話し合いをする場合)		相続人の印鑑登録証明書	各相続人の住所地の市区町村役場
		遺産分割協議書	—
遺言書がある場合	公正証書 遺言書	公正証書遺言書の正本または謄本	公証役場
	自筆証書 遺言書	(自宅で保管する場合) 自筆証書遺言書および家庭裁判所の検認証明書	家庭裁判所
		(法務局に預ける場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」を利用した場合	法務局

※事案によって必要な書類が異なります。

詳しくは、右の二次元コードか、『不動産を相続した方へ～相続登記・遺産分割を進めましょう～』で検索できます。



# もしもの備えをしましょう

家の所有者等の高齢化に伴い、心配されるのが認知症です。

厚生労働省の発表では2040年には高齢者の約7人に1人が認知症を発症するおそれがあると予測しています。

認知症などで判断能力を失ってしまうと、契約や預貯金の引き出しなどができなくなってしまいます。

万が一に備えて、成年後見制度の利用を検討してみましょう。

## 成年後見制度

### 法定後見人と任意後見人

後見人には、法定後見人と任意後見人の2種類があります。

後見人の任務は、法定後見の場合は財産管理と身上監護<sup>\*</sup>に関する事務のほか、空き家の管理も務めになります。

任意後見の場合は任意後見契約に定められた事項が後見人の任務となるため、空き家の管理も任意後見人の権限でできるよう契約において設定することが重要になります。

※委託者の医療や介護に関する契約等の法律行為

備えて  
大切ね!



所有者に  
判断力がなくなった  
後に選任される

### 法定後見人



所有者に  
判断能力がある時に  
定める

### 任意後見人

後見人が  
空き家を売却  
できる?

例えば、認知症の所有者が、施設などに入所するための費用を捻出するために、後見人が財産を売却することは可能です。あくまでも本人を保護するために必要な場合に限り、自由に売却できるものではありません。特に、法定後見人が居住用の財産を売却する場合は裁判所の許可が必要です。



## 遺言

### 相続人を決めておく

自分が死んだ後、誰に、何の財産を相続させるのかを決めるために、最も効力があるのが遺言です。遺言にはいろいろな決まりごとがあり、場合によっては無効になることもありますので、司法書士などに相談して作成した方がよいでしょう。



遺言による  
相続は  
拒否できる?

遺言書に相続させると書かれていても、相続人がそれを辞退することは可能です。そのようなことにならないように、予め、相続させたい人と話し、合意しておくことが重要です。遺言書も、判断能力があるうちに作成しておかないと、無効となることもありますので、特定の人に相続させたい場合は、早めに遺言書を作っておいた方が無難です。

# 空き家の活用



「空き家を相続したけど、どうすればいいのかわからない…」  
「空き家を持っているけど何から手を付ければいいの?」と空き家の悩みは尽きません。  
まずは自分の持っている空き家の現状を把握し、自分が何をしないといけないのか確認しましょう。

## まずは現状を把握しましょう

### 相続登記は済んでいますか?

空き家を適切に管理・処分するためには、まず相続登記が必要です。弁護士や司法書士へ相談しましょう。

### 特定空家等の対象ではありませんか?

特定空家等に指定された場合、早急な対応が必要です。まずは不動産会社へ相談しましょう。

### 家の中は片付いていますか?

家の中にまだ家具・家財がある場合は、不用品の処分からはじめましょう。

## 建物を残して活用する

### ● 資産運用する

例) 賃貸経営、民泊事業等

- ・橋本市空家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

### ● 売却する

- ・橋本市空家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

### ● 自分たちで住む

例) リフォーム、リノベーション、古民家再生等

- ・リフォームやリノベーション等を  
専門としている企業へ相談する

無料で空き家の  
査定をして  
くれる企業も  
あります。まず  
は相談してみ  
ましょう。



## 建物を解体して活用する

解体する …解体業者へ相談する

空き地になったら



### ● 資産運用する

例) 駐車場経営・アパート経営等

- ・賃貸業者等へ相談する  
(無料相談会を実施している企業もあります)

### ● 売却する

- ・不動産会社へ相談する

## 空き家の活用方法がはっきりしていない

- 「所有している空き家を手放したくない…」
- 「将来的に住む可能性がある…」
- 「空き家の活用を考えているけど、すぐにはできない…」等

適切な管理をしましょう

家は人が住まなくなるとすぐに傷んでしまいます。空き家の管理に悩んだら、空き家に関するあらゆる相談を一元的に受け付ける  
空き家相談センターわかやまへ相談してみましょう。

空き家に関する  
相談窓口

空き家相談センターわかやま ☎073-427-6070  
〒640-8158 和歌山市12番丁9 リヴァージュ十二番丁502

空き家のこと全てお任せください!!

# 空き家、 活用しませんか?

そのままにしておくなんてもったいない!

- 空き家を相続したけど、何をしたら良いかわからない
- 相続登記してないけど、空き家を処分したい!
- 空き家があるけど、売ったらいくらになるのかな?
- 借地上の空き家はどうしたらいいの?
- 田舎の実家が空き家のまま放置している...
- 家具・家財の処分もどうしたら良いかわからない

お気軽にお電話ください!!

☎0747-22-5111

不動産の購入／売却／賃貸／管理／リフォーム

 堀本地所合同会社

営業時間 10:00~20:00

定休日 年末年始

堀本地所 

〒637-0043 奈良県五條市新町1丁目8-13 FAX 0747-22-5112

宅建番号:奈良県知事(1)第4418号

※更新の為2026年4月22日以降はこちらになります。宅建番号:奈良県知事(2)第4418号



橋本市にお住まいの方へ

相談無料

土地

相続

解体

不動産相続の相談なら  
**平和ホーム**  
 が全てお手伝いします！

まずはお気軽にご相談ください。



親の土地を  
 相続したが  
 何から手を  
 付けばよいか  
 わからない



管理するのが  
 大変

売却するか  
 迷っている



相続した  
 土地が  
 空き家になっ  
 てしまう



株式会社平和ホーム

〒637-0093

奈良県五條市田園3丁目23-7

営業時間 9:00~18:00

定休日:水曜・祝日

年末年始・GW・夏季休暇

ご相談先

☎ 0120-884-599

otoiawase@heiwagiken.jp

https://www.heiwahome.co.jp

当社は(株)平和技建のグループ会社です。

[宅建業免許番号]奈良県知事(1)4419号